

新旧対照表（千葉市建設局業務委託等最低制限価格運用要領一部改正）

改 正 前	改 正 後																
<p style="text-align: center;">千葉市建設局業務委託等最低制限価格運用要領</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 最低制限価格は、対象とする業務の予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格」という。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる業務ごとの各費用（以下「算定項目」という。）に、当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、修繕業務においては、その額が予定価格に<u>10分の9</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9</u>を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。また、修繕業務以外の業務においては、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては3分の2を乗じて得た額とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>また、算定項目に含まれる費目は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 修繕業務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 直接工事費</td> <td style="text-align: right;">10分の9.7</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 共通仮設費</td> <td style="text-align: right;">10分の9</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ 現場管理費</td> <td style="text-align: right;">10分の9</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">エ 一般管理費</td> <td style="text-align: right;"><u>10分の5.5</u></td> </tr> </table> <p>(2)～(6) 略</p>	ア 直接工事費	10分の9.7	イ 共通仮設費	10分の9	ウ 現場管理費	10分の9	エ 一般管理費	<u>10分の5.5</u>	<p style="text-align: center;">千葉市建設局業務委託等最低制限価格運用要領</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 最低制限価格は、対象とする業務の予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格」という。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる業務ごとの各費用（以下「算定項目」という。）に、当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、修繕業務においては、その額が予定価格に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。また、修繕業務以外の業務においては、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては3分の2を乗じて得た額とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>また、算定項目に含まれる費目は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 修繕業務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 直接工事費</td> <td style="text-align: right;">10分の9.7</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 共通仮設費</td> <td style="text-align: right;">10分の9</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ 現場管理費</td> <td style="text-align: right;">10分の9</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">エ 一般管理費</td> <td style="text-align: right;"><u>10分の6.8</u></td> </tr> </table> <p>(2)～(6) 略</p>	ア 直接工事費	10分の9.7	イ 共通仮設費	10分の9	ウ 現場管理費	10分の9	エ 一般管理費	<u>10分の6.8</u>
ア 直接工事費	10分の9.7																
イ 共通仮設費	10分の9																
ウ 現場管理費	10分の9																
エ 一般管理費	<u>10分の5.5</u>																
ア 直接工事費	10分の9.7																
イ 共通仮設費	10分の9																
ウ 現場管理費	10分の9																
エ 一般管理費	<u>10分の6.8</u>																

(7) その他業務等（設計内訳が人件費等と諸経費に分かれているもの）

ア 直接業務費等 10分の10
イ 諸経費 10分の4.5

(8) 略

2 前項の規定にかかわらず、契約事務担当職員（千葉市契約規則（昭和40年規則第3号）第3条第2項に規定する者をいう。）は、対象とする業務の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の9の割合の範囲内で最低制限価格を定めることができるものとする。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(7) その他業務等（設計内訳が人件費等と諸経費に分かれているもの）

ア 直接業務費等 10分の10
イ 諸経費 10分の4.8

(8) 略

2 前項の規定にかかわらず、契約事務担当職員（千葉市契約規則（昭和40年規則第3号）第3条第2項に規定する者をいう。）は、対象とする業務の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の9.2の割合の範囲内で最低制限価格を定めることができるものとする。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

1 修繕業務

算定項目	費 目
直接工事費	直接工事費、直接製作費、機器費、 設計技術費、処分費
共通仮設費	共通仮設費、間接労務費
現場管理費	現場管理費、工場管理費、据付間接費、 技術者間接費
一般管理費	一般管理費

2～7 略

別表

1 修繕業務

算定項目	費 目
直接工事費	直接工事費、直接製作費、機器費、 設計技術費、処分費
共通仮設費	共通仮設費、間接労務費
現場管理費	現場管理費、工場管理費、据付間接費、 技術者間接費、 <u>機器管理費</u>
一般管理費	一般管理費

2～7 略